

時間外手当の概要（2）

オンコール手当 6,000円 / 回

勤務時間外・所定休日における救急外来患者及び
病状急変の入院患者のために
待機を命じられた医師等に支給

(2005年4月適用)

時間外手当の概要（3）

大学院生に対する手当

- (1) 時間外手当（緊急時診療従事調整手当）に準じて、
1回5,000円を支給

- (2) 時間外救急診療従事手当に準じて、
宿直1回28,000円、日直1回14,000円を支給

(2006年4月適用)

技術料の概要（1）

時間外技術料・高度技術料

35,000点以上の手術を行った手術チーム、
休日・時間外に手術を行った手術・麻酔
各チームに当該手術・麻酔の保険点数請求額の
1/10ずつの額を支払

(2006年7月新設)

技術料の概要（2）

分娩リスク手当

分娩業務に従事した産科婦人科医師等（2人まで）、
小児科医師等（1人まで）に対して支払

従事医師数	手当の額
1人	1人につき 20,000円
2人	1人につき 10,000円
3人	1人につき 7,000円

(2008年6月適用)

時間外技術料・ 高度技術料の規定

目次

- 第1章 総則（第1条-第10条）
- 第2章 基本給（第11条-第21条）
- 第3章 諸手当（第22条-第54条）
- 第4章 給与の特例等（第55条-第60条）
- 第5章 雑則（第60条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人山形大学（以下「労基法」という。）第2条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）の給与の給与の支給等に関する事項を定めることとすることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 職員の給与の給与の支給等については、以下「労基法」という。）その他の法令による。

（給与の種類）

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当

2 基本給には、基本給の調整額及び基本給

3 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業体処理手当、防疫等作業手当、放射線作業手当、夜間看護等手当、入試手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、特地勤務手当、義務教育等教員手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、時間外救急診療従事手当、緊急当、特殊面談手当、看護職員教育指導当及び寒冷地手当とする。

（給与の支給日）

第4条 基本給は、毎月17日（第1項う。）に支給する。ただし、支給定日日が土曜日に当たるときは16日とし、和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日に支給する。

（診療従事特別調整手当）

第50条の6 診療従事特別調整手当は、勤務時間外・所定休日における救急外来患者及び病状が急変した入院患者の手術・麻酔に従事した次に掲げる医師等に対して支給する。

- (1) 指導医・執刀医，第一助手又は第二助手として手術に従事した医師等
- (2) 指導医・麻酔医，第一麻酔医又は第二麻酔医として麻酔に従事した医師等

2 前項の手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保険診療の点数による請求額を積算し、請求額の1割に相当する額を基礎とし、次号に定める割合により案分して支給する。この場合において、1回当たりの支給額は100円未満を切り捨てる。
- (2) 支給割合は、次の表に定めるとおりとする（各1回につき）

手術担当医	支給割合	麻酔担当医	支給割合
執刀医	5 / 12	麻酔指導医	5 / 12
第一助手	4 / 12	第一麻酔医	4 / 12
第二助手	3 / 12	第二麻酔医	3 / 12

3 前2項に規定するもののほか、診療従事特別調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

**さらに、ハイリスク性を考慮して、
35,000点以上の手術に対しても支給**

